

万博予定地の汚染土をめぐる動き

写真は産経新聞 7 月 15 日朝刊。「万博会場に汚染土処理場」と大きな見出しの記事。なぜか産経しか報じていないが、万博会場予定地の大幅変更にもつながる事態であり、18 日レポートでも紹介した。

8 月 30 日午後、私もメンバーである「夢洲懇談会」が、大阪市環境局と団体協議を行った。万博の環境影響評価書が提出されたが、この重大な会場変更や汚染土埋立などについては記載されていない。本来ならアセスメントをやり直さなくてはならない。環境局の担当者は明確に回答せず、協議後に再質問することにした。

帰宅してから、念のために博覧会協会サイトをチェックすると、30 日付のお知らせとして、写真の大阪市長の「回答」が掲載されていた。正直びっくりした。重要な資料なので紹介しておきたい。

協会からの照会

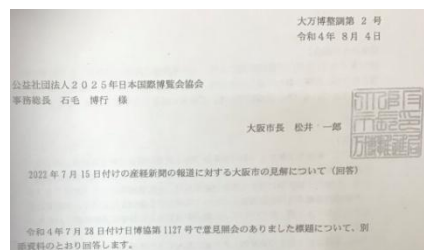
2022 年 7 月 15 日付けの産経新聞により、「万博会場に汚染土処理場」との記事が報道されたが、万博会場への安全性や環境、景観等の影響について、大阪市としてどのように考えているのか。見解について、ご教授くださいますようお願いいたします。

本市回答

・夢洲では、昭和 62 年から「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律」等に基づき浚渫土や建設残土を受け入れてきました。平成 14 年の土壤汚染対策法の制定により、土地の土壤汚染に関する基準が定められ、大阪港湾局による「北港テクノポート線建設事業事後調査計画書」に沿って実施した土壤調査において、自然界に遍在するひ素・ふっ素・鉛について、土壤汚染対策法上の基準超過が確認されたものです。

・今回、万博会場予定地の南東部 12ha に搬入する土砂は上記の夢洲での受入土砂の一部であり、土壤汚染対策法はじめ関係法令に従い、夢洲島内の埋立造成に活用するものです。・南東部 12ha の土砂受入区域については、飛散防止措置等を適正に実施していく予定であり、健康被害の恐れがないことから、万博開催時には、安心してご来場いただけると考えています。

・今回報道された土砂受入区域については、水上イベントなどに影響がないよう、貴協会との協議の結果、定めたものであり、景観への配慮についても引き続き、貴協会と協議していきたいと考えています。



(2022 年 9 月 3 日)